

もしあなたやあなたのお友達の権利が守られていないと感じたら、「せたホット」や「児童相談所」に相談することや助けを求めることができるよ

せたホット（せたがやホット子どもサポート）

せたがやくに 住んでいる子どもや せたがやく内の 学校や施設などに通っている 子どもの権利を守る ところです。

あなたが困ったとき、つらい・イヤだと感じたときは、「せたホット」にお話してみませんか。相談にお金はかかりません。

どんな小さなことでも、まずは気軽に相談してね

いっぱいガマンしてない？
大丈夫？



いままで仲がよかった友達から、仲間外れになっちゃった。どうしたらいいの。



クラスでいつも悪口を言われてしまう。もう学校へ行きたくないよ。



家族には話したくない。



相談すると何をしてくれるの？

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えるよ。
周りのおとなやお友達から話を聞いたり、協力をお願いすることもできるよ。
また、あなたの意見や気持ちをかかわりに伝えることもできるよ。

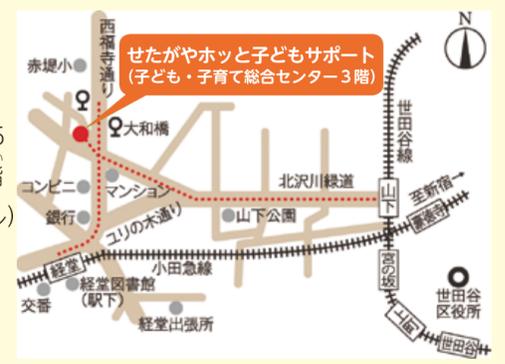
あなたのひみつは守るよ



★受付時間 月～金 午後1時～午後8時
土 午前10時～午後6時
(祝日・年末年始をのぞく)

★所在地 〒156-0051 せたがやく宮坂3-15-15
せたがやく立子ども・子育て総合センター3階

★電話 0120-810-293 (フリーダイヤル)
★FAX 03-3439-6777



メールでも相談できます。

せたがやく 児童相談所

困ったときは、児童相談所に相談してね

おうちの人たちから虐待（※からだや心を傷つけるようなひどいこと）を受けたりしたら、これ以上怖い思いをしたり、困ったりしないで済むように、児童相談所の人から助けてくれるよ。

※「からだや心を傷つけるようなひどいこと」とは…
例えば、おうちの人たちから殴られたり、蹴られたりする。おうちの人たちからとても心の傷つくことを言われる。おなががすいても、ご飯を食べさせてくれない。 など

児童相談所には自分で相談することができるよ

★電話 0120-52-8343 (フリーダイヤル)
★電話 189 (フリーダイヤル)

※電話はいつでもできるよ。
※お金もかからないよ。
※秘密は必ず守るよ。

他にも、このような相談窓口もあるよ

	電話	受付時間
せたがやく総合教育相談ダイヤル	03-6453-1520	月～金 午前9時～午後7時 (祝日、年末年始をのぞく)
4152電話相談 (東京都児童相談センター)	03-3366-4152 (聴覚言語障害者相談FAX 03-3366-6036)	月～金 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始をのぞく)
せたがやチャイルドライン (社福)せたがやボランティア協会)	03-3412-4747	水・土 午後4時～午後9時 (年末年始をのぞく)
	ぜんこくきつう 全国共通フリーダイヤル 0120-99-7777	毎日 午後4時～午後9時 (年末年始をのぞく)
せたがや子ども・子育てテレフォン	03-5451-1211	月～金 午後5時～午後10時 土・日・祝日 午前9時～午後10時 (年末年始をのぞく)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



企画・発行 せたがやく子ども・若者部 子ども・若者支援課
電話 03-5432-2528 FAX 03-5432-3016

編集・デザイン ぎょうせいデジタル株式会社
印刷 株式会社 アライ印刷
発行 令和6年4月

せたがやく 児童子ども条例

小学生のみなさんへ

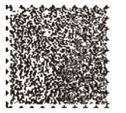


はじめに

自分のことにあてはめながら、このパンフレットを読んで、すべての子どもたちが持っている権利について、一緒に考えてみよう！困ったときは相談してね！

せたがやくでは、平成13年に地域のみんなが協力して、子どもが健やかに育つことができるまちをつくらせていくために、「せたがやく児童子ども条例」という約束をつくり、さらに、子どもの権利を守るための相談先をつくりました。
このパンフレットは、その一部を紹介したものです。
(令和7年4月の条例改正に向け検討しています。)

せたがやく 世田谷区 世田谷区教育委員会



子どもの権利って知ってる？

子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもがおなじようにこの権利を持っています。

1989年に世界中の多くの国の代表が集まって、子どもの生活を守り、一人ひとりの子どもを大切に育てることをめざして、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」という約束をつくりました。

この条約には、次の4つの原則（きまり）があります。

子どもの権利について考えるときは、この4つの原則（きまり）をあわせて考えることが大切です。

1. 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への手助けなどを受けることができます。

2. 子どもにとって最もよいこと

子どもにかかわりがあることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を一番に考えます。

3. 意見を表明し参加できること

子どもは自分にかかわりがあることについて自由に意見を言うことができ、おとなはその意見について、子どもの成長に合わせて十分に考えます。

4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性、意見、障害、くらしの様子などどんな理由でも差別されず、条約で決められているすべての権利が守られます。



「子どもの権利条約」の全文はここから読んでみてね。



すべての子どもが、安全な家庭や地域などよい環境の中で、学び、遊び、健康的で安らぎのある生活ができるよ。また、個性を生かしながら、持っている力を十分に伸ばすことができるよ。

子ども一人ひとりが大切な命を持っていて、すべての子どもに、「生きる権利」があるよ。



すべての子どもが、虐待（からだや心を傷つけるようなひどいこと）から守られるよ。もし、虐待を受けたり、見つけたりしたときは、すぐに誰かに相談しよう。

あなたやあなたのお友達の権利は守られているかな？

一緒に考えてみよう！



すべての子どもが、いじめから守られるよ。だれであってもいじめをしてはいけないよ。学校、家庭、地域みんなが、いじめをなくすために協力します。



すべての子どもが、学校や地域などで自分や子どもにかかわりがあることについて、自分の意見を自由に言うことができるよ。また、その意見は子どもだからといって軽く扱われることはないよ。

すべての子どもに、人種や肌の色、性、言葉、文化、宗教、考え方、心身の障害などによって、どのような差別も受けない権利があるよ。

「世田谷区子ども条例」の全文はここから読んでみてね。



世田谷区子ども条例の目標

- 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。